破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２号
千葉県松戸市稔台４丁目24番地の６
破産者　吉岡　雅浩
１　決定年月日　平成25年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７０号
茨城県水戸市五軒町２丁目３番30号
破産者　株式会社慶学館
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０８０４号
埼玉県川口市西青木５丁目２番９号
破産者　株式会社宍戸工務店
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４７号
静岡市駿河区丸子７丁目10番29号
破産者　有限会社佐野自動車
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９２号
静岡市葵区本通９丁目21番地の２
破産者　株式会社フレンド
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４５４号
愛知県津島市青塚町４丁目70番地
破産者　有限会社ミズノマップ
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４８９号
名古屋市北区生駒町６丁目123番地の１　ライフオン生駒東棟２Ｅ号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市北区生駒町６丁目123番地
破産者　有限会社ナカシマ企画
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９号
三重県伊勢市川端町312番地５、開始決定時の住所三重県伊勢市川端町312番地20
破産者　東　　啓司
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
三重県志摩市浜島町浜島2961番地１
破産者　有限会社ナカムラ工業
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第８５５号
広島市安佐北区白木町大字市川2187番地の６
破産者　有限会社ＦＭ技研
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６９０号
東京都目黒区大橋１－１－17　コーワビル904、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区大橋１丁目１番17号コーワビル902号
破産者　株式会社キョーセイ
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１９号
静岡県富士宮市猪之頭198番地の６、前住所静岡県富士宮市猪之頭566番地の２
破産者　宮原　金作
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５６８号
静岡県浜松市東区植松町256番地の17
破産者　ワコー美商株式会社
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６１８号
静岡県浜松市南区三島町1756番地の１
破産者　株式会社伍商
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１６号
兵庫県豊岡市若松町８番６号
破産者　株式会社タケダ
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２０年（フ）第２８６３号
東京都千代田区神田和泉町１丁目２番７号　ＳＫ千代田ビル３Ｆ
破産者　株式会社徳原マシンテック
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８号
東京都中央区八重洲２丁目２番１号日本酒類販売株式会社新八重洲口ビル
破産者　株式会社ＨＯＴＴＡハンディウッド
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２３号
東京都立川市砂川町８丁目59番地の５ピエールトゥール601号
破産者　鈴木　佳子
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９０号
愛知県小牧市川西２丁目56番地
破産者　中央型材株式会社
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２６号
愛知県半田市亀崎町８丁目171番地
破産者　有限会社アタ
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８６７号
名古屋市中村区椿町７番17号
破産者　株式会社イトケン
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部